

令和6年度第1回我孫子市公契約審議会会議録

- 1 会議の名称 我孫子市公契約審議会
- 2 開催日時 令和6年10月18日(金) 午後2時から午後3時25分まで
- 3 開催場所 我孫子南近隣センター多目的ホール
- 4 出席者
 - (1) 公契約審議会
富田千鶴会長、櫻井好美副会長、上村英生委員、小池喜之委員、中島章委員
 - (2) 事務局
中光財政部長、須賀財政部副参事、宮川資産管理課課長補佐、四家、長谷川
- 5 議題
 - (1) 報告第1号 令和5年度公契約条例の運用状況について
 - (2) 報告第2号 令和5年度公契約条例等の改正について
 - (3) 報告第3号 令和6年度労務報酬下限額の一部改正について
 - (4) 諮問第1号 令和7年度労務報酬下限額を定めることについて
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 4人
- 8 会議の内容
出席者(審議会、事務局)の紹介及び議事
- 9 議事

【司会 事務局：須賀】
(会議開会前に、運営に関する説明)
ただいまから、令和6年度第1回我孫子市公契約審議会を開会いたします。
はじめに、財政部長の中光からご挨拶をさせていただきます。

【中光財政部長】
(挨拶)

【司会 事務局：須賀】
(出席委員及び職員の紹介)
これからの議事進行につきましては、公契約条例施行規則第8条の規定により
会長が行うこととなっておりますので、富田会長にお願いいたします。
なお、諮問書は机上配布でお手元にあるかと思えます。
それでは、よろしくお願ひいたします。

【議長：富田会長】
富田でございます。皆様のご協力のもと精一杯務めさせていただきますので、
どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に確認事項について確認したいと思います。

本日の会議の成立要件について、事務局より報告願います。

【事務局：長谷川】

会議の成立要件は、委員の過半数以上の出席及び各選出母体の委員1名以上の出席となっております。本日は、その要件を満たしていることを報告します。

【議長：富田会長】

事務局からの報告のとおり、会議が成立していることを確認しました。

続いて、資料の確認を事務局お願いします。

【事務局：長谷川】

(配布資料の説明)

【議長：富田会長】

それでは、本日の議題4点について会議を進めたいと思います。

初めに、報告第1号「令和5年度公契約条例の運用状況について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局：四家】

(報告第1号「令和5年度公契約条例の運用状況について」内容説明)

【議長：富田会長】

ただいま、令和5年度公契約条例の運用状況について、事務局から説明がありました。これについて、委員の皆様からご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

【中島委員】

公契約条例は、運用しながら育てていくものだと考えていますが、公契約の適用範囲について、他市では少しずつ拡大している中で、我孫子市は条例施行以来10年、一度も変わっていないと思います。

そろそろ、適用範囲を拡大していく時期に来ているのではないかと考えています。

今後、条例をより良いものにしていくために、適用範囲を広げるような検討に入ることが良いのではないかとと思います。

【議長：富田会長】

ご意見に対して、事務局で何かコメントできることがあればお願いします。

【事務局：四家】

適用範囲の拡大につきましては、これまでもご意見がありましたが、結果的には現状直ちに換えようという考えはありません。

これは、工事については、従事労働者の中で市民の割合が非常に低く、公契約条例を制定した時の趣旨が市民サービスの向上とある中で、市民への還元が見えないためです。

委託に関しては、千葉県最低賃金が大きく上昇している中で、市のパートタイム会計年度任用職員の最も低い額と同額となっていることから、適用範囲の拡大には踏み出せないというのが現状です。

【議長：富田会長】

適用範囲を拡大している自治体があるとすれば、拡大した理由があったはずで

す。

その理由が、我孫子市にも合致するのであれば、検討すべきだと思います。それぞれの自治体で拡大する理由があるので、そこを参考にしながら検討していただければと思います。

では、質問等出尽くしたようですので、これをもちまして報告第1号については終わりにします。

次に、報告第2号「令和5年度公契約条例等の改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局：長谷川】

(報告第2号「令和5年度公契約条例等の改正について」内容説明)

【議長：富田会長】

ただいま、令和5年度公契約条例等の改正について、事務局から説明がありました。

これについて、委員の皆様からご意見ご質問がありましたらお願いします。

【中島委員】

公契約条例の周知ポスターの掲示についてです。

ご対応につきまして、ありがとうございました。

積極的に活用されれば、労働者の公契約現場の意識、認識が高まって、より良い労働環境に繋がると思いますので、今後もよろしく願いいたします。

【上村委員】

事務手続きの負担軽減を行っていただいたことは、ありがとうございました。

今回、我社も公契約条例対象工事を受けますが、業者からの反応は非常に良くないです。

中島委員からはそのような意見が出てますが、今は下請業者が強い状況の中で、このような書類を作るならやりたくないという声が実際に上がってきています。

元請業者は、公契約条例に関する労務調査の書類と同時に、施工体制台帳の作成依頼、労務安全書類の提出依頼の合計3種類の書類を下請業者との契約時に送って作成してくださいとお願いしています。作成したものをチェックして提出することは、下請業者にとってものすごく事務負担が大きいいため、もう公共工事をやらなくても民間の仕事があるという声があるくらいです。事務負担によって「仕事をしない、できない」ということがでてくることも十二分に考慮していただいた上で、この条例の運用を図っていきたいと思います。

意見です。

【議長：富田会長】

今の二つのご意見について、事務局からあればお願いいたします。

【事務局：長谷川】

周知ポスターについては、掲示写真も提出されてきているため、ある程度周知が図られたと思われます。

公契約条例は、いたずらに事務負担を増やすために始めたものではありません。特に、工事については若い従事者が少なく高齢化が進んでいく中で、建設職種をどのように守り増やしていくか、建設業を魅力あるものにするためにも、賃金や生活環境の改善につなげていかなければならないと考えています。

現在の事務は、そのための一環だということにご理解をいただけるような努力をしていきたいと思っております。

今後も事務手続等にご意見をいただき、改善できるところは改善していきたいと思えます。

【議長：富田会長】

改善の余地があるということですので、公契約条例の趣旨が守られるような運用を工夫していくことが必要と思えます。

今、デジタル化がどんどん進んでいく中で、紙で作らなければいけないことの負担は、これからもっと重く感じられる世の中になってくると思えます。

そのような面でも、ぜひ軽減を考えていただければと思えます。

私のアイデアですが、掲示物を貼る場所があるのか、という疑問もあります。皆さんスマホをお持ちなので、いわゆるQRコードでホームページの内容がわかるようにすれば、小さくても効果的に周知が図れると思えます。また、このように文字で読むよりも、例えば3分の動画でわかる公契約条例とか、わかりやすいもので普及した方が対象となる方に伝わりやすいと思えます。

報告させることもそうですが、申し出があることはすごく大事なことと私は思えますので、申し出を担保していくことが利用者側、守られる側の施策ということもあり得るので、検討いただければと思えます。

【小池委員】

我孫子市労働者に対する賃金等支払い報告書に関して、質問させてください。

私どもでは月給制の人間が多いのですが、その中で工事に関わる場合、例えば7日とか10日働いたときにどう表現すればよいのか、賃金等支払報告書と賃金台帳だけでは労務報酬下限額を下回っているかどうかの確認はできないのではないかと思えます。

例えば我社の場合、月給制の者が工事ばかりではなく、事務やサービス部門も行っているので、例えば電工の2,450円で計算すると大体42、3万円、そうすると40万円ぐらいだと下回って判定がバツになってしまいます。

その辺の書き方をもう少し吟味してもらえれば報告がしやすいと思えます。

バツになり誓約書を書いたりすると、また話が違うのではないかと思えます。

【事務局：長谷川】

賃金等支払報告書には、本契約に係る労働時間数と本契約にのみ支給された手当等を記載する欄があります。

計算式に基づいて、時給換算していただければよいと思えます。

【小池委員】

それは書く欄がありますが、最終的に賃金台帳から記載すると下限額を下回ってしまう。

初めて工事を行うので、協力会社に提出してもらって判定がバツとなりそうです。

【事務局：須賀】

多能工と同じで、報告書の改善部分だと思います。

【議長：富田会長】

詳細については、個別にご検討いただくということをお願いします。

【上村委員】

先ほどの資料で、大工の平均賃金が時給1万1,000円台になっています。まさにこれが、私がずっと言っていることですが、一人親方の請負と賃金を合わせてこの賃金等支払報告書に書かなければいけないということです。

そこに、この条例の一番の矛盾点があり、その矛盾点がどこまでいっても解決しないでどうするかという話です。

要は、請負で発注した場合どれを基準にすれば良いのか、実際に年収500万円もらっていても、判定がバツになってしまうという現実があります。

労働環境の向上という、この条例の趣旨とこの報告書が合致していないところに関して、その矛盾点を改善しない限りにおいては、建設業の従事者が増えていくことに繋がっていかないのではないかとこのところを、もう一度、この条例の根本的な趣旨に立ち返って考えていただければと思います。

以上意見です。

【事務局：長谷川】

公契約条例の施行時から、単純な計算方法を基本にして時給換算できるようにしています。

そのため、一人親方のような経費も含めた方や多能工のような方は矛盾が生じることは事務局でも承知しています。

疑問点があれば個別にご指摘いただき、良い方向に改善していければと考えていますので、ご協力をいただければと思います。

【上村委員】

まさにそこで、建設業の多層下請構造という問題が出てきています。

元請業者が責任を持って報告書を作成して提出をしますが、計算式に基づいて実際に作成するのは1次、2次下請業者という中で、公契約条例の趣旨は元請業者は理解しているものの、下請業者に説明会を毎回行うのかという話になると、そこまでするのかということになってきます。

当然、一人親方であれば簡単にクリアしてしまうという話になると、本来、この数字は労働者を守るという形であって、一人親方の社長を守るものではないはずで、本当に矛盾点が出てきています。

実際に起きてくる疑問は、元請業者で考えて判断していくとなると、下請業者に対して指導するときに、行政文書をこちらが勝手に書き換えるという形にならないと、逆にクリアできないのではないかとこの問題点が根本的にあります。

そこについて質問しに行ったときに、会社の給与体系までこちらが突っ込んだ話をしていいのかということになってきますので、そこにこの条例の矛盾点があるということだけをご承知おきください。

【議長：富田会長】

受け止めていただくということによろしいですか。

どのような契約で下請けに入るか、工事に従事するか、雇用なのか、委託なのか、請負なのか、一人親方なのか、縛ることはこの条例ではできないので、条例にフィットしている部分については最低限、労務報酬下限額を守っていこうということしかできないのかなと思います。

せめて、枠に当てはまる部分については、最低限でもきちんと確保できている、それ以上は事業者それぞれの選択に任せるところが、行政の限界かなと思います。

条例の趣旨としても、一人親方の権利をどうするのかというところまで考えて作られていません。

制度指針としてもないと思うので、そこは対象外という考え方が条例の解釈のかなと思います。

対象外になるものだということがわかるような書式であったり、ここは計算ができませんでした、異常値が出てしまいますという理由がわかれば、判定がバツであることが条例違反にならないような報告であれば良いのかなというものが私の解決方法です。

異常値が出るイコールバツである、下回るイコールバツであるということだけではなく、下回ってしまう、もしくは計算ができないことの理由がわかれば良いというのが、条例の趣旨に合った報告なのかと思います。

またご検討いただいて、工夫していただければと思います。

【中島委員】

労働者側の立場で、発言させていただきます。

そもそも、公契約条例が作られた頃は、現場で働く従事者の賃金の確保になってきますが、2次、3次の契約には元請業者が介入できないというお話は先ほど言われておりましたが、元請業者として現場を運営していく上で、そこは介入できないではなく、例えば調査をするということで、しっかり指導していただくことが元請業者としての責任ではないかと思います。

【上村委員】

反論になります。

中島委員が所属している千葉土建の一人親方であれば、賃金ではなく外注費になるので簡単にクリアできますが、建築では1業種で1ヶ月に20日間まるまる現場に来るとするのは少なく、小池委員が言われたみたいにせいぜい7日、8日しか来ないという状況になっています。

そうすると、月給制の人がたまたまその期間だけ来た場合、判定がバツの方が出てくるかもしれません。

一方で、請負にしてしまえば簡単にクリアできるという形になり、本当に指導を言った一人親方を連れてきてくれという話が一番単純明快です。

先ほど事務局の言った建設業を魅力ある立場にすると言うのは、月給制で雇用が確保されている労働者を増やしていくことによって、この建設業を良くしていくというのが本来のあろうとする姿ではないかと思います。

この条例で見ようとする、単純に一人親方に発注して、特に内装は単純に請負の方が簡単にクリアしてしまいます。

それに関して指導しろと言われれば指導してしまいますが、それは本来、この条例の趣旨と違うのではないかというところです。

労働者と一人親方という事業主が混在しているものを、この1つの条例で確保しようとしているところに、元請業者の責任と言われますが、前回会議で言われた請負隠しみたいな形で、労働者で入場していたのが実は一人親方みたいな話を最後どうするかという話になったり、本当に矛盾を抱えています。

この建設業界がどちらの方向に行くのかという方向性が決まらない中で、この条例で無理やり押さえ込もうとしてもなかなか無理があるということだけのご理解いただいた上で、中島委員の所属する千葉土建においても、どのような働き方が本当に労働者にとっていいのかということ、もう少しお互いに周知徹底を図ることをしながら進めていくのが必要なことかなと思っています。

【議長：富田会長】

労働者側、事業者側それぞれのお立場やご意見がありながらも、どの方向に向かって行くのかということと、実際に選択される人の利益が一番ですが、また情

勢によってもいろいろ変わっていくことかと思えます。

この条例1つだけで全てができることではないという相互理解のもとで、しかし、よりよい運用を追求する方向でご検討いただければと思います。

報告第2号については、以上でよろしいでしょうか。

では、次に報告第3号「令和6年度労務報酬下限額の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

【事務局：四家】

(報告第3号「令和6年度労務報酬下限額の一部改正について」内容説明)

【議長：富田会長】

ただいま、令和6年度労務報酬下限額の一部改正について、事務局より説明がありました。

これについて、ご意見ご質問がございますでしょうか。

それでは、報告第3号について終わりにします。

次に、本日我孫子市長から、お手元にあるように諮問書の送付がございました。

これについて審議を行いたいと思います。

諮問第1号「令和7年度労務報酬下限額を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

【事務局：長谷川】

(諮問第1号「令和7年度労務報酬下限額を定めることについて」内容説明)

【議長：富田会長】

ただいま、令和7年度労務報酬下限額を定めることについて、事務局より説明がありました。

これについて、ご意見ご質問をお願いいたします。

最低賃金がここまで上がってきたというのは、私も何年か前から関わらせていただいて隔世の感がありますが、これを上回って賃金を上げていくのは事実上難しいのかなと理解もできますので、そのようなご提案だと受け止めております。

それでは、この諮問について採決をしたいと思います。

令和7年度労務報酬下限額を定めることについて、諮問のとおり妥当とする方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

異議がない、全員賛成と認めます。

よって、令和7年度労務報酬下限額については妥当といたします。

諮問に対する答申書の内容は、ただ今の決定をもとに事務局でまとめてもらうということでもよろしいでしょうか。

また、答申文案についても会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

予定していました議案については以上です。

本日次第に示されている議題以外で、公契約条例の運用全般について、委員の皆様、何かご意見等ございますか。

【中島委員】

CCUSについてです。

総合評価の評価項目に入れており、市も推進している立場であることは重々承

知しています。

しかし、昨年も申し上げましたが、公共工事現場でCCUSの活用が進んでいない状況が依然変わりがないと感じています。

CCUSは、現場の入退場を記録することや、キャリアを蓄積することで自身自身のキャリアが正確に第三者評価されるためのものだと思っています。

同様に、市の公共工事現場に入場した労働者が、工事期間中に経歴が蓄積できない、記録ができないということで、労働者がCCUSの能力評価の認定を受けるときに、その経歴が参入できないことがおこっているのではないかと考えています。

今後、CCUS推進について、市で更なる一步を踏み出していただくよう検討をお願いします。

【議長：富田会長】

その他、事務局から何かあればお願いします。

【事務局：須賀】

当審議会とは別に、入札制度や契約制度について監視をする委員会があります。

その委員会から、見習いや手元、年金について合意確認をしているか、業種実態を調査すべきではないかとの意見があり、その旨を公契約審議会にも伝えてほしいとのことでした。

市としては従前どおり、事業者との信頼関係で条例を運用していますので、報告は正確なものとして認識して、今のところ調査等は考えておりません。

以上、お伝えさせていただきます。

また、公契約条例制定当時とは社会情勢や国の制度がかなり変化しており、委託等の労務報酬下限額については、しばらくは最低賃金と同額で推移するものと想定できます。

工事等については、国において標準労務費の検討がなされており、公契約条例にも影響がでてくる可能性があります。

状況によっては、公契約条例のあり方自体を見直していかなければならないことも考えています。

事務局でも検討しておりますが、委員の皆様からご意見ご要望がありましたらお願いいたします。

【上村委員】

現在、千葉県の建設業界の役員になっている中で国の状況を聞くと、建築と土木ではかなり情勢が違っています。

国の特に土木では、中島委員が言われたCCUSは当たり前になりなさい、どんどん進めなさいと言う形で、逆に導入しないと入札参加ができないと言っています。

一方、建築は民間中心のため少し違う形となり、建築と土木ではかなりの乖離が生じている状況です。

土木に関しては、国の国土強靱化計画の中で、特に災害復旧の時に、建設業者があまりにも弱くなったから災害復旧が遅れているという実態もあるため、労働者をもっと増やしていくための魅力的な建設ということで、どんどん進んでいく形になっています。

このように国は、公契約条例よりもさらに進んだレベルの状況にあると思いますので、特に国土交通省が進めていることと、この公契約条例は本当に乖離して

いるという実態の中では、やはり国の動きに合わせていく必要があるのかなと、県の役員になるとしみじみ感じます。

【櫻井委員】

今もお話がありましたが、現状は公契約条例よりもよい条件が提示されている中で、条例で対応していくのが難しいのかなと改めて思った次第です。

公契約条例がある以上、この中でよりよい運用ということでは、先ほどのポスターの件でもありましたが、やはり現場にいる方たちがこういうものがあるというのを周知していくというのも素晴らしいと思っています。

先ほど会長も言われましたが、QRコードで周知活動を行っていくというのも意義があるのかなと思っています。

また、書類の件ですが、建設業はどうしても紙の書類が多すぎるので、私もここは別に建設業のバックヤードのDX化の検討会に出ていますが、そこでもいかに簡素化しようとか、元請業者によって提出書類の書式の違いをどのようにしていくか、ということを検討しています。更にまたここで書類の追加となると皆さんの負担がどんどん大きくなるので、ここは皆さん事例をお持ちなので、その辺の意見を聞きながら、できるだけ活用できるものになったら良いと感じました。

【中島委員】

先ほどの国の政策ということで、おそらく国会で制定された新担い手3法の話だと思いますが、適正な労務費が2次、3次まで確保されるということが大きな趣旨になっていると思います。

そこについては、発注者や元請業者の責任なども問われるような大きな法改正になっており、公契約条例は基本的には労働者の賃金を確保するということで、方向性は変わらないと思いますので、公契約条例をより良いものに、国の政策を取り込んで発展させていくことが大事なのではないかと思いました。

【議長：富田会長】

法律家の立場からすると、自治体が先進的に国に先んじて、市民、地元、現場で最初に政策を打って、国が後から追ってくることは多々あると思います。

国が同じ趣旨の担保制度を作ったのであれば、その部分の条例もいらなくなるということは、これまでの自治体の条例でも多数、環境や開発指導の分野などでありましたので、発展的に解消するというのもあるので、その部分についての条例を廃止するというのも選択肢の一つだと思います。

条例に代わり大々的な制度ができれば、その負担を条例と国と両方出さなければいけないのは本末転倒ですので、それは解消していく、しかし、残すべきものがあるのであればそこは注力していくということだと思います。

例えば、国にいちいち申し出、労働者が声を上げていくのは非常に大変だけど、そのような窓口は市に残しておくことや調整機関としての立場を残していく、そのようなやり方も、個人情報はそのような形になりましたが、国の制度との棲み分けも一つの方向性としてよろしいのではないのでしょうか。

その他、よろしいでしょうか。

以上で全ての議題について終了いたしました。

皆様のご協力ありがとうございました。

これからの進行は、事務局にお返しします。

【司会 事務局：須賀】

会長、議事進行お疲れ様でした。

(確認事項及び連絡事項 説明)

会長をはじめ委員の皆様、お疲れ様でした。

以上をもちまして、令和6年度第1回我孫子市公契約審議会を閉会します。

ありがとうございました。